

平成28年2月3日

答申第666号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「平成25年10月8日開催の第5回指名部会議事録に記載がある備忘録」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は、規程運用の柔軟性を確保し、細則に代わるものとして作成しており、会長任命（人事）に関する情報であって開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあり、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号に該当するため開示することができないとした。これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、人事に関する情報であって開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、また、NHK内の意思形成過程の情報であって開示することによりその審議、検討、または協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあるため、規程第8条1項1号および2号に該当し開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は、規程第8条1項1号および2号の不開示情報に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年12月 7日（第229回審議委員会）第656号諮問、審議
28年 2月 3日（第233回審議委員会）審議、答申